

公募型プロポーザル公告

熱海市水道・温泉施設保守管理等業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和5年6月1日

熱海市長 齊藤 栄

記

- 1 業務委託名
熱海市水道・温泉施設保守管理等業務委託
- 2 委託期間
契約の日から令和11年3月31日
- 3 公募期間
令和5年6月1日（木）から令和5年6月30日（金）
- 4 参加説明会実施期間
令和5年6月5日（月）から令和5年6月29日（木）午後4時まで
- 5 交付書類
熱海市水道・温泉施設保守管理等業務委託公募型プロポーザル方式実施要領
熱海市水道・温泉施設保守管理等業務委託要求水準書
熱海市水道・温泉施設保守管理等業務委託性能仕様書
熱海市業務委託契約約款
採点シート
公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
説明会参加申込書（任意様式）
- 6 交付方法
熱海市ホームページからダウンロード <http://www.city.atami.shizuoka.jp>
- 7 参加資格要件
 - (1) 法人登録されていること。
 - (2) 熱海市建設工事等の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成6年熱海市告示第35号）に基づく競争入札参加資格の物品役務の認定を受けている者であること。
 - (3) 水源として河川の表流水（凝集沈殿～急速ろ過）を利用する、施設能力7,500m³/日以上国内の浄水場（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの。）において、運転管理業務を元請として事故無く1年を超えて受託した実績を有する者であること。
 - (4) (3)の業務において5年以上の実務経験を有するものを総括責任者として配置することができること。
 - (5) 過去1年以上実施要領第4条の業務概要の内、業務を受託した実績を有し、かつ当該業務委託に対応できる従事者を配置できること。
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号の規定に該当しない者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (8) 令和5年3月31日までに納期限の到来した、国税及び地方税について、滞納をしていない者であること。

8 参加申込手続き

提出書類 公募型プロポーザル参加申込書及び実施要領記載各添付書類を各1部。

提出方法 持参又は郵送（いずれの方法も提出期限内必着）とする。なお、持参による場合の受付時間は、熱海市の休日を定める条例（平成5年熱海市条例第1号）第1条に規定する熱海市の休日を含まない。午前9時から午後5時までとする。また、上記以外の提出方法は不可とする。

提出期限 令和5年6月30日（金）午後5時まで

以上

提出場所 〒413-8550

問い合わせ先 静岡県熱海市中央町1番1号 熱海市役所第二庁舎1階

熱海市公営企業部 水道温泉課 経営企画室

電話 0557-86-6484（直通）

FAX 0557-86-6490

e-mail koeikigyo@city.atami.shizuoka.jp